

令和 6 年度決算 財務書類

注記 (連結会計)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産…取得価額
- ② 開始時の評価基準、評価方法
 - ア 取得価額が判明しているもの…取得価額
 - イ 取得価額が不明なもの…再調達価額
- ③ 無形固定資産…取得価額

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産………定額法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 10年～50年 |
| 工作物 | 10年～60年 |
| 物品 | 4年～15年 |

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 賞与等引当金
- 職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額（翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及び福利厚生費）のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
- 職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
- （リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
- 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
- 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（短期定期預金、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払い）を資金の範囲とします。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当の事象はありません。

4 偶発債務

該当の事象はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
山口県市町総合事務組合 (一般会計)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.0003424054%
山口県市町総合事務組合 (非常勤職員公務災害補償特別会計)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.2747526849%
山口県市町総合事務組合 (山口県市町公平委員会特別会計)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.8158400357%

連結の方法は次のとおりです。

① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 により翌年度の 4 月 1 日から 5 月 31 日を出納整理期間とし、該当期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

府内組織において、売却予定とされている公共資産

イ 内訳

該当はありません。